

令和7年度
第3回 北海道地方最低賃金審議会

日時 令和7年8月8日（金）16時00分～
場所 T K P 札幌駅カンファレンスセンター 3Aホール
札幌市北区北7条西2丁目9番地 ベルヴェオフィス札幌2階

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 北海道最低賃金専門部会の審議報告について
 - (2) 北海道最低賃金の改正決定について
 - (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について
 - (4) 特定最低賃金の改正決定の諮問について
 - (5) その他
- 3 閉 会



令和 7 年 8 月 8 日

北海道労働局長 村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

北海道地方最低賃金審議会（以下「当審議会」という。）は、令和 7 年 7 月 14 日、北海道労働局長から諮問された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙 2 のとおり確認した。

- 1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関し、労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 当審議会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の調査審議に当たっても、最低賃金法のいわゆる 3 要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は次のとおりである。

（1）労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年の改定後の北海道最低賃金が発効した時期である令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は、全国の平均 3.9% に対し、北海道は平均 4.1% と高い水準となっており、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 3.6% と比較しても引き続き高い水準で推移している。

さらに、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」について

見ると、令和6年10月から令和7年6月までの期間は平均6.5%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均5.2%から上昇するなど引き続き高い水準となっている。

このように、消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の賃金水準にある労働者の購買力が低下し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

(2) 賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第7回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は4.91%（昨年同時期4.51%）、これに対し全国は5.25%（昨年5.10%）であった。日本経済団体連合会2025年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員500人未満事業所の賃上げ率は4.35%（昨年3.92%）となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は4.03%（昨年3.62%）、パート・アルバイト等の賃上げ率は4.21%（昨年3.43%）となっている。

賃金改定状況調査結果の第4表③における賃金上昇率（北海道が属するBランク（産業計））は3.4%（昨年2.9%）であった。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断BSI（%ポイント）は、今年1～3月▲19.7、4～6月▲4.6、7～9月（見通し）1.4であるところ、全国の様子は、今年1～3月▲12.7、4～6月▲12.3、7～9月（見通し）▲5.8であった。企業短期経済観測調査（北海道）、（日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年12月19、今年3月18、6月16であるところ、全国の様子は、昨年12月10、今年3月10、6月10と推移していることなどから、北海道の景況等は全国と同等あるいはやや高い水準となっている。一方、中小零細企業の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

このように、いわゆる3要素のデータを全般的にみると、昨年度以上に北海道の物価上昇率が高くなっており、全国平均よりも高い水準で推移していることが認められる。また、北海道における賃金上昇率についても昨年を上回る水準であること、企業全体の景況や業況も全国と同等あるいはやや高い水準であることが認められる。

加えて、昨年度の審議において、北海道の最低賃金の決定においても、最低賃金の地域間格差の是正に配慮する必要があるという議論を行ったことを踏まえ、今年度の審議においては、北海道は全国13番目（現時点）であるが、全国加重平均との差が拡大していることから、この点も勘案した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安に2円上乗せした65円にすることが適当であると考えられる。

4 当審議会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げに関する業務改善助成金、キャリアアップ助成金などについて、最低賃金引上げの影響を受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当審議会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。

② 取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、下請法改正法（中小受託取引適正化法）に基づく取引の適正化の取組強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。

③ パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の会員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ること。

5 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げるとは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当部会としては、発効時期の繰下げを北海道のみで実施することとなった場合には他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべきとの見解に至った。

6 当審議会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「今回採決され決定した65円は、目安に2円上乗せされた金額であり、地域間格差是正に向けたものであると受け止め、労働者側としても一定の前進が図られたことは評価できる。しかし、依然として全国加重平均とは乖離していることから、今後も継続的な是正に重点を置いた審議が求められていると考える。多くの未組織労働者は自身の賃金の引上げには関与できず、北海道地方最低賃金審議会で答申される金

額が一つの基準になると思われる。また、持続的な地域最賃の引上げには、パートナーシップ構築宣言及び北海道政労使会議で採択された共同宣言について、全ての企業において遵守することが求められ、労務費を含めた適正な価格での取引や価格転嫁について、より一層の前進を期待したい。」との意見があった。

使用者代表委員から、「賃上げは極めて重要と認識しており、働く人々のセーフティネットとして、全ての企業に例外なく罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、法定3要素のデータに基づく審議が重要であり、とりわけ、企業の賃金支払い能力を重視するとの見解に変わりはないが、今年度は物価高騰の中、生計費も十分考慮に入れ、「物価上昇を上回る賃上げを目指す」との主旨から全国の消費者物価指数（頻繁に購入する品目）の上昇率プラス1%の額を専門部会に提示したものの、その額は中央最低審議会が示した目安には届かないものになった。審議会においては、政府方針（2020年代に1,500円、地域間格差是正）に配慮することは理解するものの、あまりにも配慮のウエイトが高いと判断せざるを得ない。今後、政府においては、「地方審議会」の在り方や引上げの可能性及び地域間格差の是正について、骨太の方針にある「5か年計画」を早急に具現化し、効果検証をした上で検討すべきものであり、「金額ありき」の考え方には疑問を表したい。

本来、賃上げは実情に即した、持続可能な引上げをしていくべきであり、急激な引き上げは、中小企業の経営に与えるインパクトは大きく、経営者の想定を大きく上回る金額のため、資金調達を含めた諸課題に対応する期間を確保するためにも、次回以降は改正時期を年明け1月とする議論も真摯に行っていただきたい。

原材料・エネルギー価格の高騰により仕入れコストが大きく上昇している中、必要な利益を削りながら賃上げ原資の確保に苦慮する企業への配慮も今後さらに必要であり、価格転嫁を促す枠組みの実効性を向上させることが重要である。」との意見があった。

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 075円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 960円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（106,601円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$960 \text{円 (北海道最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 134,646 \text{円}$



令和 7 年 8 月 8 日

北海道労働局長 村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 30 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金



北労発基 0108 第 1 号
令和 7 年 8 月 8 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長 村松 達也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金